

民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式等に関する規律

1 新たな遺言の方式に関する規律

- (1) 民法第967条の規律を次のように改めるものとする。

遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。（注1）

- (2) 保管証書遺言として、次のような規律を設けるものとする。

ア 本則（民法関係）

- (ア) 保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあつては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること（注2）。

② 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「遺言書保管法」という。）第3条に規定する遺言書保管官をいう。以下同じ。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

- (イ) (ア)によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

イ 口がきけない者の特則（民法関係）

口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、ア(ア)②の口述に代えなければならない。

ウ 相続財産の目録の特則（民法関係）

ア(ア)②及びイにかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、ア(ア)②の口述又はイによる通訳人の通訳による申述若しくは自書を要しない。

エ 遺言書保管法関係

- (ア) 保管の申請手続

① アからウまでの規律により保管証書によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書の保管の申請をしなければならない（注３）（注４）。

② ①の申請に係る保管証書遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない（注５）。

③ ①の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、保管証書遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

(イ) 外国語による保管証書遺言書の保管の申請手続

(ア)に加え、申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語により記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語による翻訳文の遺言書保管官への提供及びア(ア)②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下同じ。）の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。

(ウ) 本人確認、口述の手続

① 遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする（注６）。

② 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、①にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、①に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。

③ 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、ア(ア)②の口述（ウの法務省令で定める措置を含む。）をさせ、又は(イ)の法務省令で定める措置を講じさせることができる（注７）。

(エ) 保管の手続

① 保管証書遺言書の保管は、書面をもって作成されたものは遺言書保管所の施設内において行い、電磁的記録をもって作成されたものは保管証書遺言書に記録された事項を②の遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

② 保管証書遺言書に係る情報の管理は、保管証書遺言書に記録された事項（書面をもって作成されたものにあつては、保管証書遺言書の画像情報）のほか、保管証書遺言書の保管を開始した年月日等を、遺言書保管ファイルに記録することによって行う（注８）。

（注１）保管証書について、「(2)ア(7)①に従って作成され、かつ、同②の口述（当該口述に代えてする同イの通訳人による申述又は自書を含む。）がされる証書であつて、遺言書保管法の定めるところにより保管されるものをいう。」のような定義を定めるものとする。

（注２）署名に代わる措置として、法務省令において、電磁的記録の場合には電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を行うこと、遺言者が書面に署名することができない場合にあつては、証書への氏名の記載を要件とするとともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることを想定している。

（注３）遺言書保管法において、保管証書によってした遺言に係る遺言書を「保管証書遺言書」と定めるものとする。

（注４）法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、申請をする旨を定めることを想定している。

（注５）法務省令において、電磁的記録の場合には、ファイル形式及び拡張子、データサイズ等を、書面の場合には、無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を、それぞれ定めることを想定している。

（注６）法務省令において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求める旨を定めることを想定している。

（注７）遺言書保管官において、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人がいなことを求め、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人が存在することなどがわかれる場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（ウェブ会議）の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする運用を想定している。

（注８）遺言書保管ファイルには、本文記載の事項のほか、遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）、受遺者及び遺言執行者の氏名又

は名称及び住所、保管証書遺言書が保管されている遺言書保管所（電磁的記録をもって作成された保管証書遺言書の場合は当該遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所）の名称及び保管番号等、その他法務省令で定める事項を記録することを想定している。また、政令又は法務省令により、2(2)アの相続人等は、遺言者が死亡した場合において、特別の事由があるときは、（遺言書保管ファイルに記録されない）申請書の添付書類等の閲覧又は謄本の交付等の請求をすることができる旨を定めることを想定している。

2 保管証書遺言書の保管制度の規律

保管証書遺言書の保管制度として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 遺言者による保管証書遺言書等の閲覧請求等（注1）

ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書（書面に限る。）及び遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。

イ 遺言者は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、撤回がされた申請に係る保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。

ウ 1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、ア及びイの請求について準用する。

エ 遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、アの遺言書保管ファイル及びイの閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせることができる。

(2) 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等（注1）

ア 何人も、遺言書保管官に対し、自己を相続人等（相続人、受遺者、遺言執行者等をいう。以下同じ。）とする保管証書遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。(4)までにおいて同じ。）について、保管証書遺言書の保管の有無（保管証書遺言書が保管されている場合には、その保管証書遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所の名称等を含む。）を証明する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる（注3）。

イ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書について、その保管証書遺言書（書面に限る。）及びその保管証書遺言書に係る遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。

ウ 相続人等は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書について、撤回がされたその保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。

エ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書に係る情報等を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる（注３）。

(3) 相続人等に対する通知

ア 遺言書保管官は、(2)イの閲覧をさせ、又は(2)エの書面を交付若しくは電磁的記録を提供したときは、相続人等（(2)イ又はエの請求をした者を除く。）に対し、保管証書遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

イ 遺言者は、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る保管証書遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる（注１）。

(4) 遺言書の検認の適用除外

民法第１００４条第１項の規定は、遺言書保管所に保管されている保管証書遺言書については、適用しない。

（注１）法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、請求又は申出をする旨を定めることを想定している。

（注２）保管証書遺言書の原本を必要とする請求については、当該遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対してのみすることができるものとする。

（注３）法務省令において、(2)ア及びエの電磁的記録には、遺言書保管官が電子署名を行う旨を定めることを想定している。

3 保管証書遺言書の保管の申請の撤回に関する規律

保管証書遺言書の保管の申請の撤回について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、保管の申請を撤回することができる。

(2) １(2)エ(ウ)①及び②の規律は、(1)の撤回について準用する。

(3) 遺言書保管官は、遺言者が(1)の撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している保管証書遺言書（書面に限る。）を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理しているその保管証書遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルから消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない。（注）

(4) 遺言者が(1)の撤回をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

（注）法務省令において、保管の申請の撤回がされた年月日等を閉鎖遺言書保管ファ

イルに記録する情報として定めることを想定している。

第2 自筆証書遺言の方式要件に関する規律

1 民法第968条第1項の規律を次のように改めるものとする。

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

2 財産目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更の際の押印要件（同条第3項）については、廃止するものとする。

第3 秘密証書遺言の方式要件に関する規律

遺言者及び証人の押印要件（民法第970条第1項第1号、第2号及び第4号）については、廃止するものとする（注）。

（注）領事方式により秘密証書遺言をする場合は、遺言者及び証人の押印は要しない旨定める民法第984条後段の規定については、削除するものとする。

第4 特別の方式の遺言の方式要件に関する規律

1 船舶遭難者遺言をすることができる場面の規律

民法第979条第1項の規律を次のように改めるものとする。

船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。天災その他避けることのできない事象が発生した場合において、当該天災又は当該事象から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

2 作成方法の規律

(1) 押印要件の廃止

死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言、一般隔離地遺言及び在船者遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項及び第980条）については、廃止するものとする。

(2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

民法第976条の規律に加えて次のような規律を設けるものとする。

ア 第976条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

- ① 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。
- ② ①の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。
- ③ ②の証人が、②の書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち合わせることができる。

ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、ア①の口授に代えなければならない。

エ アの遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、ア③の読み聞かせに代えることができる。

オ ウ及びエの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

カ 死亡危急時遺言の家庭裁判所における確認について定める第976条第4項及び第5項の規定は、アからオまでの規定による遺言について準用する。

- (3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
民法第979条の規律に加えて次のような規律を設けるものとする。
ア 第979条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の死亡の危急に迫った者は、口頭で遺言をすることができる。

- ① 証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するとき。

- ② 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信するとき。

イ ア①の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、証人を立ち合わせることができる。

ウ ロがきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

エ ロがきけない者がアの規定により遺言をする場合において、ウの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者（ア①の場合にあっては遺言者及び証人）が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

オ アからエまでの規定に従ってした遺言は、証人の一人、利害関係人又はア②の規定による送信を受けた者から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない（注）。

カ 死亡危急時遺言の家庭裁判所における確認について定める第 9 7 6 条第 5 項の規定は、オの場合について準用する。

（注）ア②の送信を受けた者については、確認の審判を請求することができるのみならず、遺言の確認の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができるよう、家事事件手続法第 2 1 4 条第 2 号及び別表第一の 1 0 2 の項の規律を整備するものとする。

3 新たな遺言の方式を追加することに伴う関連規律の見直し

(1) 相続人の欠格事由の規律

第 8 9 1 条第 5 号の規律を次のように改めるものとする。

相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は死亡危急時遺言における新たな方式若しくは船舶遭難者遺言における新たな方式により録音・録画された記録を不正に作り、破棄し、又は隠匿した者

(2) 普通の方式による遺言の規定の準用の規律

民法第 9 8 2 条の規律を次のように改めるものとする。

① 第 9 6 8 条第 3 項及び第 9 7 3 条から第 9 7 5 条までの規定は、死亡危急時遺言、一般隔離地遺言、在船者遺言及び船舶遭難者遺言（新たな方式の遺言を除く。）について準用する。この場合において、死亡危急時遺言における新たな方式について同項の規定を準用するときには、同項中「これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「これを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。

② 第 9 7 3 条から第 9 7 5 条までの規定は、船舶遭難者遺言における新たな方式の遺言について準用する。この場合において、第 9 7 3 条

第2項中、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を「遺言書に記載し、又は記録して」とあるのは、その旨を「書面に記載し、又は電磁的記録に記録して」と、第975条中、遺言は、二人以上の者が同一の「証書」ですることができないとあるのは、同一の「2(3)アの方法により記録された電磁的記録」ですることができないと読み替えるものとする。

(3) 遺言書等の検認の規律

民法第1004条第1項の規律を次の①のように改め、かつ、次の②のような規律を設けるものとする。

① 遺言書又は2(3)アの録音・録画による記録（以下「遺言書等」という。）の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書等の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書等を発見した後も、同様とする。（注）

② ①の規定は、2(2)ア又は2(3)アにより遺言をした場合（2(2)アにより遺言をした場合にあっては、2(2)ア②の電磁的記録に記録されたときに限る。）において、①の保管者の一人が①の検認の請求をしたときは、他の保管者については、適用しない。

(4) 過料の規律

民法第1005条の規律を次のように改めるものとする。

(3)①の規律により遺言書等を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外において封印のある遺言書の開封をした者は、5万円以下の過料に処する。

(5) 遺言書等又は遺贈の目的物の破棄に関する規律

民法第1024条の規律を次のように改めるものとする。

遺言者が故意に遺言書等を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

（注）遺言書等が検認手続の対象となることに伴い、家事事件手続法第211条、第212条及び別表第一の103の項の規律を整備するものとする。

第5 その他

1 成年被後見人の遺言に関する規律

(1) 民法第973条の規律を次のように改めるものとする。

ア 特定補助人を付する旨の審判を受けた者が事理を弁識する能力を一

時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

イ 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

ウ 保管証書による遺言に立ち会った医師は、イに規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

エ 秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙にイに規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

(2) 遺言書保管法において、次のような規律を設けるものとする。

遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び立会人である医師が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、(1)ウによる申述をさせることができる。

2 遺言の証人及び立会人の欠格事由に関する規律

民法第974条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

① （略）【第974条第1号と同じ。】

② 推定相続人並びにその配偶者及び直系血族

③ 受遺者（推定相続人である者を除く。）並びにその配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、その被用者及び役員）

④ （略）【第974条第3号と同じ。】

3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。